

エコ通勤環境配慮計画に関する事項

新規 変更

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	熊本市北区八景水谷2-17-1
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	陸上自衛隊 北熊本駐屯地業務隊長 藤原 修
事業概要	国家公務
配慮計画期間	28年度～ 30年度

事業所名	陸上自衛隊北熊本駐屯地		
所在地	熊本市北区八景水谷2-17-1		
事業所周辺の公共交通機関の状況	熊本電鉄線「八景水谷」駅まで630m 熊本電鉄バス「清水ヶ丘」バス停まで700m		
マイカー通勤の状況	常時使用する従業員の数 A	3,200人	割合
	通勤距離が5km未満の従業員の数 B	2,000人	$\frac{B}{A} \times 100$ 62%
	通勤距離が5km未満の従業員のうちマイカー通勤する従業員の数 C	10人	$\frac{C}{B} \times 100$ 1%
温室効果ガスの排出の抑制を図るために実施しようとする措置の内容	事業所のエコ通勤の取組方針	具体的な取組の内容	
	<input checked="" type="checkbox"/> ノーマイカー通勤	業務上の理由がある場合を除き、通勤距離10km未満のマイカー通勤を原則禁止しており、今後もこの体制を維持する。	
	<input checked="" type="checkbox"/> マイカー通勤を前提とした燃料の使用抑制(エコドライブの促進等)	通勤距離10km以上のマイカー通勤者に対して、エコドライブ運転や他の通勤手段への切替えを奨励する資料等を配布し、温室効果ガス削減意識の向上を図る。	
特記事項			

- 備考 1 □のある欄には、該当する□内に「レ印」を記入してください。
- 2 「配慮計画期間」は、提出する日の属する年度以降3か年度としてください。
- 3 「事業所周辺の公共交通機関の状況」欄には、事業所の最寄りの駅及びバス停留所並びに当該駅及び停留所から事業所までの距離及び所要時間等を記入してください。
- 4 「マイカー通勤」とは、熊本県地球温暖化の防止に関する条例第29条第1項に規定する「従業員の自家用自動車による通勤」をいいます。
- 5 「マイカー通勤の状況」は、4月1日現在の状況について記入してください。
- 6 「マイカー通勤する従業員」には、育児、介護等のためマイカー通勤が必要な者を含みません。
- 7 事業所のエコ通勤の取組方針を「ノーマイカー通勤」、「マイカー通勤を前提とした燃料の使用抑制(エコドライブの促進等)」の双方又は一方から選択し、具体的な取組の内容を記入してください。
- 8 「特記事項」欄には、マイカー通勤者の総数や排出抑制のために実施しようとする措置に係る目標(数値目標等)等があれば、記入してください。